

施策目標 5 - 2 科学の発展と絶えざるイノベーションの創出

科学技術に関する資源を効果的に機能させ、科学の発展によって知的・文化的価値を創出するとともに、研究開発の成果をイノベーションを通じて社会的価値として発現させる努力を強化し、社会・国民に成果を還元する。(18年度・22年度)

主管課(課長名)

科学技術・学術政策局評価推進室(千原 由幸)

関係課(課長名)

高等教育局大学振興課(中岡 司)、
科学技術・学術政策局調査調整課(嶋倉 剛)、同計画官付(千原 由幸)、
同科学技術・学術戦略官(地域科学技術担当)付(佐伯 浩治)、
研究振興局研究環境・産業連携課(佐野 太)、同学術研究助成課(磯谷 桂介)、
研究振興局基礎基盤研究課(大竹 暁)、同ライフサイエンス課(菱山 豊)、
同情報課(勝野 頼彦)、
研究開発局海洋地球課(近藤 秀樹)、同原子力研究開発課(板倉 康洋)

評価の判断基準

判断基準	各達成目標の平均から判断(S=4、A=3、B=2、C=1として計算)。
	S=3.4~4.0 A=2.6~3.3 B=1.8~2.5 C=1.0~1.7

平成18年度の状況

研究開発の効果的・効率的推進(達成目標5-2-3)、大学発特許実施件数の増加(達成目標5-2-5)及び国際競争力のある地域イノベーション・システムの構築、新技術シーズの創出や産学官連携基盤の構築を通じた我が国の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化(達成目標5-2-6、5-2-7)については、想定した以上に順調に進捗している(S評価)。

競争的資金における公正で透明性の高い評価の確立及び評価体制の整備(達成目標5-2-2)、大学発特許取得件数の増加(達成目標5-2-4)及び地方公共団体による自主的、主体的な科学技術活動の展開(達成目標5-2-8)については、想定どおり順調に進捗している(A評価)。

競争的資金の拡充(達成目標5-2-1)については、一部について進捗にやや遅れが見られる(B評価)。

施策目標全体について総合的に勘案した結果、想定した以上に順調に進捗している(S評価)と評価した。なお、各達成目標の結果は、順にB、A、S、A、S、S、S、Aとなり、 $(2+3+4+3+4+4+4+3) \div 8 = 3.4$ であった。

評価結果

S

今後の課題及び政策への反映方針

一部について進捗にやや遅れが見られる競争的資金の拡充(達成目標5-2-1)については、第3期科学技術基本計画等の方針を踏まえ、引き続き拡充に取り組む。また、大学発特許取得件数の増加(達成目標5-2-4)については、国立大学における特許出願件数が大幅に増加していることから、来年度以降の取得件数の増加が見込まれるが、特許取得への支援を充実させることにより、更なる特許取得を図る。

予算、機構定員要求等への考え方

競争的資金は、競争的な研究開発環境の形成に資するものであり、今後とも着実な拡充を図る。また、大学知的財産本部整備事業は平成19年度で終了するが、大学の知的財産活動が失速することなく十全に展開されるよう、主体的かつ多様な特色ある取組みについて国公立大学を通じて支援し、産学官連携活動全体の質の向上を図る。さらに、地域イノベーション・システムの競争力強化を図るためのクラスター形成に係る事業など、その他の事業についても、引き続き実施する。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

経済成長戦略大綱(財政・経済一体改革会議、平成18年7月6日)
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(閣議決定、平成18年7月7日)

関連達成目標

特になし

備考

特になし

政策評価担当部局の所見

次年度においては、達成目標5-2-2について、達成度合いの判断基準を定量化等により明確にすることを検討すべき。

達成目標 5 - 2 - 1

競争的環境を醸成することにより研究活動を活性化させるため、文部科学省における競争的資金及び間接経費の拡充を図る。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

各判断基準の指標の結果の平均から判断する。(S=4、A=3、B=2、C=1と換算する。)

判断基準 1	競争的資金の前年度比 S = 競争的資金が第3期科学技術基本計画において第二期科学技術基本計画中の増加率を上回る増加(概ね40%以上) A = 競争的資金が第3期科学技術基本計画において増加(概ね40%未満) B = 競争的資金が第3期科学技術基本計画において変化なし C = 競争的資金が第3期科学技術基本計画において減少
	判断基準 2
判断基準 2	間接経費の前年度比 S = 全ての制度において間接経費30%措置を達成 A = 間接経費が期間全体を通じて、前年度と比較して増加 B = 間接経費が期間全体を通じて、前年度と比較して変化なし C = 間接経費が期間全体を通じて、前年度と比較して減少

2. 平成18年度の状況

平成18年度は、厳しい財政状況のもと、競争的資金においては対前年度とほぼ同額となる3,584億円を確保した(0.7%減)。

特に、我が国の主要な競争的資金制度である、科学研究費補助金、戦略的創造研究推進事業、科学技術振興調整費等においては、増額を措置し、引き続き競争的環境の醸成に貢献しているところ。以上より、競争的資金の拡充については、おおむね順調に進捗しているが、一部については進捗にやや遅れが見られると判断。

また、間接経費の拡充については、間接経費措置額が増加しており、措置対象プログラムも増加していることから、概ね順調に進捗と判断。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
競争的資金予算額(文部科学省)(百万円)	265,589	271,386	282,453	360,865	358,408
間接経費(文部科学省)(百万円)	15,581	19,354	21,508	30,329	34,342

(評価に用いたデータ資料等)

、 は文部科学省調べ

3. 評価結果

B

4. 今後の課題及び政策への反映方針

競争的な研究開発システムについては、競争的資金の拡充、透明性の高い評価の実施、間接経費の拡充という第3期科学技術基本計画等の方針を踏まえ、引き続き改革と拡充に取り組む。

予算、機構定員等への考え方

平成18年度における競争的資金については、前年度とほぼ同規模の予算額となった。平成20年度予算額については、上記方針を踏まえ着実な拡充を図る。また、間接経費についても、全ての制度において、30%の措置の早期実現を目指し拡充を図る。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求 への考え方
競争的資金制度の拡充 [358,408百万円]	競争的資金の予算額の拡充。	各制度において、競争的資金予算額の更なる拡充に努めたが、特別会計制度の改革等による一部制度の減額のため、競争的資金制度全体の予算額は微減となった。	継続
間接経費の拡充 [34,342百万円]	間接経費を措置するプログラムの範囲を拡大しつつ拡充。	各制度において、間接経費の更なる措置に努めた結果、競争的資金制度全体の間接経費の拡充が見られた。	継続

達成目標 5 - 2 - 2

総合科学技術会議等の方針を踏まえながら、競争的資金において公正で透明性の高い評価の確立を図るとともに、評価に必要な体制を整える。(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	第3期科学技術基本計画、総合科学技術会議等の指摘事項(P0、PDによる一元的管理・評価体制の整備等)への対応の進捗状況
	S = 非常に順調に進捗 A = おおむね順調に進捗 B = おおむね順調に進捗しているが、一部については進捗にやや遅れが見られる C = 必要な程度までは進捗していない

2. 平成18年度の状況

以前より事前、中間、事後評価を適切に実施し、中間評価の結果を踏まえた研究計画の変更、縮小、中止など適正な処理に努めている。平成18年度は各制度において第3期科学技術基本計画、総合科学技術会議等の指摘事項(P0、PDによる一元的管理・評価体制の整備、本省の配分機能の独立した配分機関への移行等)への対応が進捗していることから、概ね順調に進捗と判断した。

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

第3期科学技術基本計画等の方針を踏まえ、引き続き競争的資金において公正で透明性の高い評価の確立を図るとともに、評価に必要な体制の整備に取り組む。

予算、機構定員等への考え方

競争的資金において公正で透明性の高い評価の確立を図るとともに、評価に必要な体制の整備を図る。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
プログラムオフィサー、プログラムディレクターの配置・拡充 [-]	文部科学省・独立行政法人日本学術振興会・独立行政法人科学技術振興機構において、公正で透明性の高い評価に必要な体制を整えるため、プログラムオフィサー、プログラムディレクターを配置・拡充。	各制度において、プログラムオフィサー、プログラムディレクターの配置・拡充に努めた結果、公正で透明性の高い評価に必要な体制の整備が進んだ。	継続

達成目標 5 - 2 - 3

研究費配分における無駄の徹底排除及び研究費の不正使用等への対処により研究費を有効活用するとともに、評価システムの改革を進め、研究開発の効果的・効率的推進を図る。
(18年度・22年度)

1. 評価の判断基準

各判断基準の結果の平均から判断する (S=4、A=3、B=2、C=1 と換算する。)

判断基準 1	重複調査の実施割合
	S = 100% A = 50%以上 B = 50%未満 C = 0%
判断基準 2	研究費の不正使用等を行った者に対する申請等資格制限の適用する体制整備と公募要領への反映状況
	S = 省内で申請等資格制限を適用する体制が整備され、その旨公募要領に記載。 A = 複数の制度で申請等資格制限を適用する体制が整備され、その旨公募要領に記載。 B = 制度ごとに申請等資格制限を適用する体制が整備され、その旨公募要領に記載。 C = 申請等資格制限を適用する体制が整備されていない。
判断基準 3	評価システムの改革の進捗状況
	S = 評価システムの改革が大幅に進捗した。 支援策が拡充され、支援策の満足度が90%以上、かつすべての指標が前年度と同程度以上 A = 評価システムの改革が進捗した。 支援策が実施され、支援策の満足度が70%以上、かつ複数の指標が前年度と同程度以上 B = 評価システムの改革は進捗しているものの、一部については停滞が見られる。 支援策が実施され、支援策の満足度が60%以上、または1つの指標が前年度と同程度以上 C = 評価システムの改革が進捗していない。 S、A、Bのいずれにも該当しない

2. 平成18年度の状況

判断基準1については、研究費配分における無駄の徹底排除のための取組として、現在、競争的資金の新規採択の際には、府省間で採択予定課題のリストを交換する重複調査を100%実施しており、想定した以上に順調に進捗していると判断。

判断基準2については、研究費の不正使用等への対処のための取組として、文部科学省所管の各制度では、研究費の不正使用等を行った者に対して申請等資格制限を適用する体制が整備されており、厳正な対処をしている。また、その旨公募要領への記載を徹底しているため、想定した以上に順調に進捗していると判断。

なお、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日(平成18年11月14日改正) 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、関係府省間で申請等資格制限を適用する体制も整備され、その旨公募要領等に記載している。

さらに、昨今の著名な研究者による研究費の不正使用問題を契機に、外部有識者からなる「研究費の不正対策検討会」を設置し、検討を行った。この報告に基づき、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)を策定し、関係機関に周知した。大学等の研究機関で管理されている研究費の不正使用等を防止するためには、機関における研究費の管理・監査体制の整備・充実が必要である。そのため、研究機関における管理・監査体制の整備状況を確認し、不備があれば改善に向けた指導等を行うため、機構定員及び予算を新規に要求した。

判断基準3については、研究開発評価研修、研究開発評価ワークショップ及び研究開発評価シンポジウムや研究開発評価活動に関する実態調査等の支援策を昨年度に引き続き実施した。特に、研究開発評価ワークショップ及び研究開発評価シンポジウムの企画・実施においては、外部有識者から構成される研究開発評価推進検討会を新たに設置し、検討を行った。これらの研究開発評価研修等への参加者の満足度は全て70%以上であり(全体の平均は72.5%)、また、研究開発評価シンポジウムへの参加者の満足度及びヒアリングを行った機関数が前年度と同程度以上であることから、順調に進捗していると判断。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
文部科学省が行った申請等資格制限の件数(件)			7	11	8
研究開発評価研修等への参加者数(人)	33	342	334	700	617
研究開発評価研修への参加者の満足度(%)				79.3	70.7
研究開発評価ワークショップへの参加者の満足度(%)					77.8
研究開発評価シンポジウムへの参加者の満足度(%)				66.6	75.3
評価活動の実態を把握するために行ったヒアリングの機関数(機関)	5	7	13	15	19

(評価に用いたデータ資料等)

～ : 文部科学省調べ

3. 評価結果

S

4. 今後の課題及び政策への反映方針

第3期科学技術基本計画及び「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）」等に基づき、今後とも研究費の有効活用のために、研究費配分における無駄の徹底排除や、研究費の不正使用等への対処に係る取組を推進する。具体的には、研究費の不正使用等への対処のための取組として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づく研究機関の体制整備状況を確認するとともに、必要に応じ、改善指導・是正措置を実施する。

また、研究開発評価研修等は、参加者のニーズに応じたよりきめ細やかな支援を実施できるよう、研修等の内容を一層充実させる必要がある。

予算、機構定員等への考え方

第3期科学技術基本計画及び「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（平成18年8月31日総合科学技術会議決定）」等に基づき、研究費の有効活用のために、今後とも研究費配分における無駄の徹底排除や、研究費の不正使用等への対処への取組を推進する。

また、評価システムの改革を今後とも進めていくため、引き続き、研究開発評価に関する支援策を実施する。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
研究費の不正対策の検討 [-]	外部有識者からなる「研究費の不正対策検討会」を設置し検討を行った。この報告に基づき、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）を策定し、関係機関に周知した。	研究費の不正対策検討会 （開催回数：7回）	継続
公募要領等への申請等資格制限適用の明記 [-]	研究費の不正使用等を行った者に対する申請等資格制限の適用について公募要領等への記載を徹底	文科科学省が所管する全制度において、研究費の不正使用等を行った者に対する申請等資格制限の適用について公募要領等への記載を徹底	継続
研究開発評価に関する研修等の実施 [20百万円]	文科科学省、他省庁、研究開発機関及び大学の職員や研究者を対象に、国内学の有識者による研究開発評価に関する研修や評価システムの改革に有益な情報を共有するための研究開発評価シンポジウム等を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発評価研修を計7回実施し（うち3回は、海外から有識者を招聘し実施した）、延べ449人が受講した。 研究開発評価ワークショップを実施し、47人が参加した。 研究開発評価シンポジウムを実施し、121人が参加した。 	継続
研究開発評価活動に関する実態調査 [4百万円]	「文科科学省における研究及び開発に関する評価指針」（平成17年9月26日文科科学大臣決定）の啓蒙・普及活動及び研究開発評価システム改革の支援を行う上で、独立行政法人や大学等の最新状況の把握及び課題の抽出のため、ヒアリング調査を実施。	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度の調査結果を実例集としてとりまとめたCD-ROMを関係機関に配布するとともに、ホームページに公開した。 19機関に対しヒアリング調査を実施するとともに、各機関の評価担当者等と意見交換を行った。また、調査結果を実例集としてとりまとめたCD-ROMを関係機関に配布するとともに、ホームページに公開した。 	継続

達成目標 5 - 2 - 4

大学発特許取得件数を 10 年間で 15 倍に増加させる。(12 年度・22 年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	特許取得件数の想定基準(826件)に対する割合
	S = 100%以上
	A = 80 ~ 100%
	B = 50 ~ 79%
	C = 49%以下

2. 平成18年度の状況

大学知的財産本部整備事業や科学技術振興機構(JST)による技術移転支援センター等の各種施策の推進に伴い、大学における特許出願件数は年々増加している状況である。

現状の大学発特許取得件数(年間704件(速報値))は、10年後に年間1,320件(88件×15)取得するという達成目標から想定される平成18年度の目標(826件)に対して85%であり、想定どおり順調に進捗している。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
国立大学における特許取得件数(年間当たり)	182	312	291	282	704(速報値)
国立大学における出願件数	829	1344	4152	6255	6952(速報値)
大学等研究成果に基づく特許の実施件数	-	185	477	1283	2852(速報値)

出典:『産学連携等実施状況調査』(文部科学省)

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

大学の研究の多くは基礎的なものであり、そこで生まれた研究成果を社会に還元するためには、まず企業との共同研究・受託研究というブラッシュアップの過程があって、その後、発明・発見が特許権となり、企業ニーズにマッチするものは実施許諾が行われるというのが一般的である。

一般的に特許を取得するには審査請求の可否の検討に2~3年程度、さらに審査請求から特許取得まで平均2年以上程度要することが多く、国立大学における出願件数は、平成15年度以降順調に増加しているため、来年度以降の取得件数の増加が見込まれる。また、科学技術振興機構の技術移転支援センター事業において、海外特許出願経費の支援を行っている。こうした支援を充実させることで、更なる特許取得を図る。

予算、機構定員等への考え方

大学等の研究成果には、長期間を経た後に実用化され、将来的に基本特許につながる可能性のあるものが含まれている。したがって、「件数」のみに偏らず「質の重視」を念頭に、大学等の産学官連携活動が失速することなく知的財産戦略などが十分に展開されるよう、主体的かつ多様な特色ある取組みを国公立大学を通じて支援し、知財活動をはじめとする産学官連携活動全体の質の向上を図る必要がある。このため、モデルとなる大学等において国際競争力のある知的財産の創出等を図るための産学官連携体制を整備し、大学知的財産本部による国際的な基本特許の権利取得を促進するとともに、知的財産体制が脆弱な大学等の知的財産活動を支えるための大学間の連携や大学とTLOの連携等の多様な取組みを推進する。また、大学等における海外特許出願経費の一部を支援するなど、大学における知的財産活動を引き続き強化する。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
大学知的財産本部整備事業[2,585百万円] 関連 5-2-5 (19年度達成年度到来事業)	大学における知的財産の創出・保護・活用を戦略的に実施するための基盤整備を図る。	スーパー産学官連携本部6機関を含めた大学知的財産本部の活動状況についてヒアリングを実施した。 (事業期間全体の総括) モデルとなる大学知的財産本部として43の大学等において実施。平成19年度までに知的財産本部整備事業選定機関を含め148の大学等において知的財産の管理活用体制が整備された。(平成19年4月現在。速報値)	廃止 20年度概算要求において、引き続き知的財産の創出・管理・活用を戦略的、組織的に進める大学の主体的かつ多様な取組みを促進するために必要な経費を要求する。
技術移転支援センター事業[2,718百万円]の一部 (JST運営費交付金) 関連 5-2-5	大学等の多様な研究成果の特許化等に必要な経費を支援する。	・平成18年度は新規性・実施可能性等を審査した結果、1990件の支援を行った。	継続
産学共同シーズイノベーション事業(新規) [1,400百万円](JST運営費交付金) 関連 5-2-5	大学等の基礎研究に潜在するシーズ候補を産業界の視点により見出し、産学が共同して行うフィージビリティスタディや本格的な共同研究を推進することによりイノベーションの創出を図る。	顕在化ステージ(シーズ顕在化の可能性検証段階)で186課題、育成ステージ(実用性検証段階)で10課題を採択。	継続
産学官共同研究の効果的な推進[科学技術振興調整費の内数] 関連 5-2-5	社会ニーズに対応した産学官の共同研究を効果的に推進するため、民間企業が自らの研究資金を活用し、大学、独立行政法人等の研究開発機関と共同で研究を行う場合に、当該研究開発機関に対してその分担に応じた経費を助成する仕組みを導入し、大学、独立行政法人等の研究開発機関の研究シーズと民間企業の研究ニーズの積極的なマッチングを推進する。	平成18年度継続課題23件の支援を行った。	廃止

達成目標 5 - 2 - 5

大学発特許実施件数（大学の機関帰属）を5年後に1000件に増加させる。
（15年度・20年度）

1. 評価の判断基準

判断基準	特許実施件数の想定基準（674件）に対する割合
	S = 100%以上
	A = 80 ~ 100%
	B = 50 ~ 79%
	C = 49%以下

2. 平成18年度の状況

大学知的財産本部の整備、産学官連携コーディネーターの配置、共同研究推進等の研究費助成制度の推進、技術移転機関（TLO）の支援等に伴い、大学発特許実施件数については、増加傾向にある。

平成18年度においては、「産学官連携活動高度化促進事業」において、大学等が、地域の中小企業や地方公共団体等と連携することにより、大学等を拠点とする産学官連携のネットワーク形成を図り、大学等の社会貢献や大学等の「知」を活用した地域活性化への取組を支援するため、地域の知の拠点再生を担う産学官連携コーディネーターを配置した。

平成17年度に引き続き、「大学知的財産本部」の充実を図り大学等における知的財産の管理・活用体制を構築するとともに、大学知的財産本部を核として、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官連携本部」（「大学知的財産本部整備事業」実施機関43件のうち6大学）の組織的な共同研究の推進等を引き続き行い、大学における適切かつ迅速な研究成果の社会還元が進んでいる。

また、大学等の基礎研究に着目し、産業界の視点からシーズ候補を顕在化させ、大学等と産業界との共同研究によってイノベーションの創出を図る「産学共同シーズイノベーション化事業」を開始した。

これらの施策の実施に伴い、大学発特許実施件数については増加傾向にあり、平成18年度の特許実施件数（2852件（速報値））は、5年後に1000件の実施を得るという達成目標のために想定される平成18年度の目標674件に対する割合が423%となっている。

（指標・参考指標）

	14	15	16	17	18
大学等研究成果に基づく特許の実施件数	-	185	477	1283	2852（速報値）

出典：『産学連携等実施状況調査』（文部科学省）

3. 評価結果

S

4. 今後の課題及び政策への反映方針

大学の研究の多くは基礎的なものであり、そこで生まれた研究成果を社会に還元するためには、まず企業との共同研究・受託研究というブラッシュアップの過程があって、その後、発明・発見が特許権となり、企業ニーズにマッチするものは実施許諾が行われるというのが一般的である。

今後も引き続き、大学における知的財産の創出・保護・活用を戦略的に推進するための基盤整備を図り、各大学の多面的な産学官連携活動を支援する。大学等の優れた研究成果を切れ目なく実用化につなぎ、イノベーション創出や社会への成果還元に資するため、目利き・制度間つなぎを担う産学官連携コーディネーターを重点配置し、特許実施件数の増加を図る。また、科学技術振興機構（JST）において、大学等で特許化された研究成果を基にした起業及び事業展開に必要な研究開発を推進する「大学発ベンチャー創出推進（独創的シーズ展開事業）」を実施し、既存企業での事業化が困難なシーズを用いた起業を通じたさらなる特許実施件数の増加を図る。

予算、機構定員等への考え方

大学の研究成果には、長期間を経た後に実用化され、将来的に基本特許につながる可能性のあるものが含まれている。したがって、「件数」のみに偏らず「質の重視」を念頭に、将来の基本特許につながるような重要な発明を国際的に権利取得するためには、大学等における戦略的・組織的な取り組みの強化が必要である。

このため、大学の知を活用した地域活性化や優れた研究成果を切れ目なく実用化につなぐための産学官連携コーディネーターの配置を強化するとともに、大学発ベンチャーをはじめとする研究開発型ベンチャーは、大学等の研究成果を実用化につなげる有効な手段であるため、成長力のある大学発ベンチャーの創出や、研究開発型ベンチャー企業を活用した研究開発を推進する。

これらの施策と通じ、特許実施許諾など大学の知的財産活動が失速することなく十全に展開させるよう支援する。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額（百万円）]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
技術移転支援センター事業 [2,718百万円]の一部 (JST運営費交付金) 関連5-2-4	目利き（産学官連携、知的財産・MOT（技術経営））人材養成等を行う。	・大学等や企業等で技術移転業務に携わっている人材を対象とした目利き人材育成プログラムを実施した(受講者数514人)。 ・大学等の特許等研究開発成果を産業界において有効に活用するための大学見本市「イノベーション・ジャパン2006」を開催した。	継続
産学官連携活動高度化促進事業 [1,007百万円] 関連5-2-4	産学官連携活動に必要な不可欠な専門知識や実務経験を有する支援人材(産学官連携コーディネーター)を大学等のニーズに応じて配置し、大学等から産業界・地域社会に対し、知識の移転、研究成果の還元を果たす。	平成17年度にコーディネーターが関与した特許実施件数は、約130件、平成14年度と比較すると4.5倍増となっている。	継続
大学発ベンチャー創出推進（独創的シーズ展開事業） [4,199百万円](運営費交付金の内数)	大学等の優れた研究成果を企業化に結びつけるために必要な「基礎研究」から「企業化」の官の研究開発資金について、リスクが高いことから十分な支援が行われていない現状を脱却するため、ベンチャー企業の創出・事業展開に必要な研究開発を支援する。	大学等の研究成果を基にした起業及び事業展開に必要な研究開発を推進する。平成18年度においては80件の応募に対して22件採択した。平成11年度から平成18年度までに、累計で57社の大学発ベンチャーを創出した。	継続

達成目標 5 - 2 - 6

平成22年度までに、世界レベルの地域クラスターを10拠点程度育成することにより、国際競争力のある地域イノベーション・システムの構築を通じた我が国の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化を図る。(14年度・23年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	知的クラスター創成事業実施拠点の中で、技術的評価、地域の取り組み・主体性、事業推進体制、論文発表数等が優れた知的クラスターの育成数
	S = 優れた知的クラスターが10拠点より多く、育成されている。 A = 優れた知的クラスターが8拠点以上、10拠点以下、育成されている。 B = 優れた知的クラスターが5拠点以上、7拠点以下、育成されている。 C = 優れた知的クラスターが5拠点未満である。

2. 平成18年度の状況

平成14年度から開始した知的クラスター創成事業は、平成16年度に平成14年度開始12拠点に対して、平成17年度に平成15年度開始3拠点に対して、平成18年度に平成16年度開始3地域に対して中間評価を行った。一部の地域において、技術的評価、地域の取り組み・主体性、事業推進体制等に課題が残ったものの、多くの地域では順調にクラスター形成が進んでおり、想定した以上に順調に進捗してきている。(平成16年度、平成17年度及び平成18年度に行った中間評価においては、各地域の取組について専門家がSABCの4段階で評価をしているが、12地域について、おおむねA(優れている)以上の評価がなされているところ。)

また、平成14年度に事業を開始した11地域において、終了評価予備調査を実施した。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
知的クラスター創成事業実施拠点数	12	15	18	18	18

(評価に用いたデータ資料等)

- 『平成16年度知的クラスター創成事業中間評価報告書』(文部科学省)
- 『平成17年度知的クラスター創成事業中間評価報告書』(文部科学省)
- 『平成18年度知的クラスター創成事業中間評価報告書』(文部科学省)

3. 評価結果

S

4. 今後の課題及び政策への反映方針

平成18年度に実施した知的クラスター創成事業の平成16年度開始3地域の中間評価結果を受け、計画の見直し及び資金の傾斜配分や、産業クラスター計画との連携プロジェクト、地域における科学技術・産学官連携人材の育成を実施しており、平成19年度以降も引き続き推進する。また、平成18年度末で事業を終了した11地域については、平成19年度に終了評価をとりまとめるとともに、平成19年度末で事業を終了する4地域について終了評価を実施する。

平成18年度で知的クラスター創成事業の開始より5年が経過するに伴い、平成19年度から、知的クラスター創成事業の評価を踏まえ、地域の自立化を促進しつつ、経済産業省をはじめとする関係府省と連携して、「選択と集中」の視点に立ち、世界レベルのクラスター形成を強力に推進するため、知的クラスター創成事業(第2期)を開始する。

平成19年度以降も引き続き、世界レベルの地域クラスターの形成を推進し、地域イノベーションシステムの競争力強化を図る。

予算、機構成員等への考え方

平成20年度も引き続き、世界レベルの地域クラスターの形成を推進し、地域イノベーションシステムの競争力強化を図るため、「知的クラスター創成事業」及び「知的クラスター創成事業(第2期)」を実施。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
知的クラスター創成事業 [9,972百万円] 関連 5-2-8	地方自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大学、公的研究機関等を核とし、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積(知的クラスター)の創成を目指す。(1地域あたり年間約5億円×5年間)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施拠点数: 18 拠点 事業化件数: 330 件 特許出願件数: 615 件 論文件数: 1,693 件 参加機関数: 974 機関 参加研究者数: 2,654 人 	継続

達成目標 5 - 2 - 7

平成 22 年度までに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各都道府県に 1 ~ 2 箇所程度育成し、新技術シーズの創出や産学官連携基盤の構築を通じた我が国の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化を図る。(14 年度・22 年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	都市エリア産学官連携促進事業実施地域のうち、目標達成度、事業成果、事業計画、地域の取り組み、論文発表数等が優れたエリアの育成数。
	S = 優れたエリアが 5 割より多く、育成されている。 A = 優れたエリアが 4 割以上、5 割以下、育成されている。 B = 優れたエリアが 3 割以上、4 割未満、育成されている。 C = 優れたエリアが 3 割未満である。

2. 平成18年度の状況

平成14年度から開始した都市エリア産学官連携促進事業は、平成18年度において実施地域を31拠点（一般型：22 拠点、発展型：9 拠点）で事業を実施した。平成17年度に平成14年度開始19拠点、平成18年度に平成15年度開始地域 9 拠点に対する事後評価を行った。一部の地域において、目標達成度、事業成果、事業計画、地域の取り組み等に課題が残ったものの、多くの地域では産学官連携による新事業、新企業、新商品等の成果が着実にあがっており、想定した以上に順調に進捗してきている。（平成17年度、平成18年度に行った事後評価においては、各地域の取組について専門家が S A B C の 4 段階で評価をしているが、23 地域について、おおむね A（優れている）以上の評価がなされているところ。）

（指標・参考指標）

	14	15	16	17	18
都市エリア産学官連携促進事業実施拠点数	19	28	37	31	31

（評価に用いたデータ資料等）

- 『平成16年度都市エリア産学官連携促進事業事後評価報告書』（文部科学省）
- 『平成17年度都市エリア産学官連携促進事業事後評価報告書』（文部科学省）

3. 評価結果

S

4. 今後の課題及び政策への反映方針

平成19年度も、都市エリア産学官連携促進事業（一般型）の実施地域として、5 地域を新規に採択し事業を実施する。また、平成18年度以前に事業終了した都市エリア産学官連携促進事業（一般型）のうち、特に優れた成果をあげ、かつ、今後の発展が見込まれる 5 地域において、これまでの成果を活かした産学官連携活動として都市エリア産学官連携促進事業（発展型）を展開。

予算、機構定員等への考え方

平成20年度も引き続き、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを育成し、新技術シーズの創出や産学官連携基盤の構築を通じた我が国の科学技術の高度化・イノベーション・システムの競争力強化を図るため、「都市エリア産学官連携促進事業」を実施。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額（百万円）]	概要	18 年度の実績	20 年度予算要求への考え方
都市エリア産学官連携促進事業 [4,000 百万円] 関連 5-2-8	地域の個性発揮を重視して、大学等の「知恵」を活用し新技術シーズを生み出し、新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指す。 （一般型：1 地域あたり年間約 1 億円 × 3 年間 発展型：1 地域あたり年間約 1 億円 × 3 年間） 平成 19 年度に、平成 16 年度開始 9 拠点に対し、事後評価を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地域数：31 地域 ・事業化数：146 件（速報値） ・特許出願件数：180 件（速報値） ・論文数：534 件（速報値） ・参加機関数：640 機関（速報値） ・参加研究者数：1,520 人（速報値） 	継続

達成目標 5 - 2 - 8

平成22年度までに、全ての都道府県、政令指定都市が独自の科学技術政策大綱等を策定し、かつ、経済情勢等に応じ、適時適切に当該大綱等の見直しをするよう促すことで、地方公共団体による、より自主的、主体的な科学技術活動の展開を実現する。(13年度・22年度)

1. 評価の判断基準

判断基準	都道府県、政令指定都市における科学技術大綱等の策定割合
	S : 100%の場合 A : 80～99%の場合 B : 50～79%の場合 C : 49%以下

2. 平成18年度の状況

全都道府県においては科学技術政策大綱や方針を策定されており、多くの政令指定都市においても着々と科学技術政策大綱や方針が策定され始め、平成18年度の策定割合は89%となっており、想定どおり達成できている。

(指標・参考指標)

	14	15	16	17	18
都道府県、政令指定都市における科学技術大綱等の策定数	50	53	55	55	55

(評価に用いたデータ資料等)

18年度末時点の都道府県・政令指定都市の数は、62(平成19年4月現在は、64)

3. 評価結果

A

4. 今後の課題及び政策への反映方針

平成19年度以降も引き続き、知的クラスター創成事業、知的クラスター創成事業(第 期)及び都市エリア産学官連携促進事業の実施や、都道府県・政令指定都市の科学技術振興担当者等を対象とした会議などの開催を通じ、全ての都道府県・政令指定都市において、科学技術大綱等の策定を勧奨する。

予算、機構定員等への考え方

平成20年度も引き続き、全ての都道府県・政令指定都市において、科学技術大綱等の策定を勧奨するため、「知的クラスター創成事業」、「知的クラスター創成事業(第 期)」及び「都市エリア産学官連携促進事業」の実施や、都道府県・政令指定都市の科学技術振興担当者等を対象とした会議などを開催する。

5. 主な政策手段

政策手段の名称 [18年度予算額(百万円)]	概要	18年度の実績	20年度予算要求への考え方
5-2-6及び5-2-7参照			